平成２９年（フ）第４９号
宮崎県えびの市大字原田413番地１、住民票上の住所宮崎県西諸県郡高原町大字後川内2022番地
債務者　西川　裕介
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第１８６号
鹿児島県鹿児島市平之町13番41号　オーシャンズタワーＳＴ17　501号、申立時の住所鹿児島県鹿児島市山之口町６番18号　ル・フェール鹿児島山之口801号
債務者　髙江　久美
1　決定年月日時　平成29年６月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第２２９号
鹿児島県鹿児島市西田２丁目１番12号　広田アパート103号
債務者　中﨑　浩平
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第４６０３号
東京都新宿区北新宿４丁目１―14　淀橋荘213
債務者　高橋　忠三
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４６１４号
東京都豊島区北大塚２丁目32―７―112
債務者　江辺　　厚
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４６３１号
東京都東久留米市滝山６丁目１―15―501
債務者　細谷　幸江（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４６６５号
東京都目黒区下目黒２丁目16―４―204
債務者　今村　隆之
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４６８０号
東京都板橋区小豆沢１丁目９―19―303
債務者　人見　孝治
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４６８４号
東京都世田谷区新町１丁目８―24―101
債務者　石戸　義和
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４６８８号
東京都八王子市別所１丁目45―３―４―301
債務者　齋藤　修一
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４６８９号
東京都町田市金森７丁目19―５―101
債務者　飯田　美華（旧姓田部井）
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４６９０号
東京都大田区蒲田５丁目13―26―1102
債務者　城間　良昭
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４６９５号
東京都練馬区氷川台３丁目15―12―405
債務者　工藤　貴子
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４６９６号
東京都中野区江古田３丁目５－９　Ｒｏｃｈｅｒ江古田Ａ
債務者　三浦　圭人
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４６９７号
東京都杉並区堀ノ内３丁目13―８　新高円寺ハイツＢ
債務者　遠藤陽一朗
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部